

大分市上下水道局水道用資機材審査承認基準

(目的)

第1条 この基準は、大分市上下水道局水道用資機材審査委員会要綱第6条の規定に基づき、水道施設に使用する水道用資機材及び浄水処理過程で使用される薬品（以下「水道用資機材等」という。）の選定にあたって、その審査手続と審査及び承認基準を定めることを目的とする。

(選定の方針)

第2条 水道用資機材等は「水道施設の技術的基準を定める省令」に適合したものを基本とし、次の各項を十分考慮のうえ選定する。

1. 長期の使用に耐えるものとする。
2. 水道水と接触して、水質に悪影響を及ぼさないものとする。
3. 維持管理が確実かつ容易に行えるものとする。
4. 環境への影響が少ないものとする。

(用語の定義)

第3条 この基準において掲げる用語の定義は、次の各項によるものとする。

1. 水道用資機材等

水道施設に使用する次の各項の水道用資機材及び浄水処理過程で使用される薬品をいう。

- (1) 配水管用資材及び付属品（送水管、導水管等を含む）
- (2) 修繕専用資材
- (3) 仮設配管専用資材（レンタル製品を含む）
- (4) 給水管用資材及び付属品（量水器二次側の給水装置を除く）
- (5) 機械設備機器及び器具類（浄水施設機械器具、ポンプ類、減圧弁等）
- (6) 浄配水施設運転制御機器類（工場製作品等を含む配電盤や制御盤等）
- (7) 薬品類（浄水処理過程にて使用する薬品）
- (8) その他、水道施設に使用する資機材（水道水と接触するもの）

2. 指定承認品目

指定承認品目とは、標準的に使用する水道用資機材等として、別に定めて、登録した品目をいう。

3. 指定承認品

大分市上下水道局水道用資機材審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で承認された指定承認品目の水道用資機材等という。

4. 登録資材製作者

登録資材製作者とは、水道用資機材等を製作、製造する者（以下、「資材製作者」という。）で、事前に登録審査を受け、審査委員会で承認された者をいう。

5. 登録資材供給者

登録資材供給者とは、登録資材製作者と代理店または特約店等の業務委託契約を締結しており、登録資材製作者と水道用資機材等の供給や部品調達、施工、維持管理業務等を行なうことのできる者（以下、「資材供給者」という。）で、事

前に登録審査を受け、審査委員会で承認された者をいう。

6. 登録審査

水道用資機材等の承認審査において、審査の事務を軽減する目的で、水道用資機材等の承認申請書等（以下、「承認申請」という。）を提出する際に必要な審査項目の中で、資材製作者または資材供給者（以下、「資材製作者等」という。）として共通する項目を事前に審査し、登録資材製作者または登録資材供給者（以下、「登録資材製作者等」という。）として承認するための審査手続きをいう。

(指定承認品目)

第4条 指定承認品目は審査委員会において承認され、登録した品目とする。

- 2 指定承認品目の登録については、担当課が別紙様式1の指定承認品目登録申請書（以下、「指定申請」という。）にて登録申請を行うものとする。指定申請は総務課と合議の上で審査委員会へ申請を行う。

(登録資材製作者)

第5条 登録資材製作者は、別に定める大分市上下水道局水道用資材製作者等の登録に関する要領（以下「登録要領」という。）に基づき、資材製作者の承認及び登録を行うものとする。

- 2 登録資材製作者でなければ、自ら製作する水道用資機材等の承認申請を提出することができない。

(登録資材供給者)

第6条 登録資材供給者は、登録要領に基づき、資材供給者の承認及び登録を行うものとする。

- 2 登録資材供給者は、登録資材製作者の受託を受け、承認申請を提出することができる。

(登録の審査)

第7条 登録資材製作者等の登録申請書（以下、「登録申請」という。）は、総務課で受け付けをする。

- 2 登録申請を受け付けた場合、総務課は登録要領に基づく審査（以下、「登録審査」という。）を行い、審査結果は審査委員会に報告し、審議を受けるものとする。

(登録の手續)

第8条 登録申請の手續きは、別紙1のとおりとし、詳細は登録要領で定める。

(登録の変更)

第9条 登録資材製作者等は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに登録変更の届けを提出しなければならない。

(登録の辞退)

第10条 登録資材製作者等が、登録の辞退を希望するときは、遅滞なく登録辞退の願いを提出しなければならない。

(登録の取消)

第11条 登録資材製作者等が次の各項のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。なお、登録を取り消された場合は、承認された当該水道用資機材等の承認も同時に取り消される。

1. 登録資材製作者等が登録の要件に適合しなくなったとき。
2. 第10条の規定による登録の辞退があったとき。
3. 登録資材供給者が大分市建設工事等競争入札参加資格を失ったとき。
4. 登録資材製作者等の承認申請もしくは登録申請で虚偽の内容があったとき。
5. 水道用資機材等の納入に関して、事故または不正行為があったとき。
6. 承認された水道用資機材等の使用により、登録資材製作者等の責に帰すべき事由によって、水道施設等に重大な損害もしくは不具合等が生じたとき。
7. 登録資材製作者等が、不渡手形の発行等により、経営もしくは信用の状況が著しく悪化したとき。
8. その他、審査委員会が認める場合。

(承認の審査)

- 第12条** 登録資材製作者等からの承認申請において、指定承認品目は総務課にて受け付けをする。また、指定承認品目以外については、担当する部署にて受け付けをする。
- 2 水道用資機材等の審査及び承認等は、別に定める大分市上下水道局水道用資機材等の審査及び承認に関する要領（以下「審査要領」という。）によるものとする。
 - 3 指定承認品目の承認申請を受け付けた場合は、総務課において審査要領に基づく審査（以下、「承認審査」という。）を行い、審査結果は審査委員会に報告し、審議を受けるものとする。
 - 4 指定承認品目以外の承認申請を受け付けた部署は、受付けた部署において審査要領に基づく承認審査を行う。審査結果は水道技術管理補助者に報告をし、承認を受けるものとする。

(承認の手続)

- 第13条** 承認申請の手続きは、別紙2のとおりとし、詳細は審査要領で定める。

(承認の期限)

- 第14条** 指定承認品の承認期限は無期限とするが、審査要領に基づき、毎年、当該年度始めに更新手続きを行わなければならない。
- 2 指定承認品目以外の水道用資機材等の承認期限は、承認された水道用資機材等を使用する当該工事の完成日までとし、当該工事以外では使用することはできないものとする。

(承認の変更)

- 第15条** 指定承認品の承認事項等に変更が生じた場合は、速やかに承認事項等の変更の届けを提出しなければならない。

(承認の辞退)

- 第16条** 指定承認品の辞退を希望するときは、遅滞なく指定承認品の承認辞退の願いを提出しなければならない。

(承認の取消)

- 第17条** 指定承認品が次の各項のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
1. 承認の要件に適合しなくなったとき。
 2. 第16条の規定による承認の辞退があったとき。

3. 指定承認品の欠陥もしくは不具合等が判明したとき。
4. 指定承認品の更新手続きを怠ったとき。
5. その他、審査委員会が認める場合。

(事務処理)

第18条 この基準に係る事務処理で、この基準に定めるもののほか必要な事項は、総務課において処理するものとする。

(補則)

第19条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、審査委員会で決定するものとする。

(付則)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

(付則)

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

(付則)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

1. 平成19年度までに承認している水道用資機材等については、当該承認期限（平成21年3月31日）まで有効とする。
2. 登録資材製作者等に関する規定の中で、受け付け及び登録審査、承認に関する規定は平成20年4月1日より適用するが、指定承認品以外の承認申請等に関する規定については平成21年4月1日より適用する。